

令和8年4月1日

建設工事入札参加者 各位

契約検査課長

### 中間前払金・部分払の選択に係る運用変更について

建設工事における中間前払金・部分払の選択に係る運用について、契約締結の迅速化及び事務の効率化を図るため、下記のとおり運用の見直しを行います。

#### 1 変更内容

- 「新発田市建設工事請負契約約款 第35条第3項」を一部改正します。

【変更前】	【変更後】
受注者は、契約締結時において中間前払金又は部分払のいずれかを選択するものとし、契約締結後の変更はできないものとする。	受注者は、中間前払金又は部分払のいずれかを請求することができるものとし、請求後の変更はできないものとする。

- 契約時に提出必須としていた「(様式1) 中間前金払い・部分払選択届」を廃止します。契約後、直接工事担当課へ中間前払金・部分払のいずれかの請求手続を行ってください。
- 中間前払金の認定請求時に提出する「(第1号様式) 中間前払金認定請求書」及び「(第2号様式) 工事履行状況報告書」の改訂を行います。
- 契約書の書式を改訂します。

#### 2 変更時期

令和8年4月1日契約締結分から

#### 3 その他

- 中間前払金、部分払の請求に係る条件や請求方法に変更はありません。

#### 【問合せ先】

新発田市 契約検査課 工事契約係  
電話：0254-28-9600